

第2期大泉町耐震改修促進計画(素案)の概要

1 計画の趣旨

本町における地震被害の減災を図るため策定します。

2 計画の位置づけ

耐震改修促進法第6条に基づき、国の基本方針と県耐震改修促進計画を踏まえ、「第5次大泉町総合計画」、「大泉町地域防災計画」、「大泉町公共施設等総合管理計画」の地域防災、施設耐震化に係わる内容との整合性を図り、本町の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を推進するための指針となる計画として位置づけしています。

3 計画期間

平成29年度から平成32年度 4年間

4 対象地区及び対象建築物

- ・対象地区は、大泉町全域です。
- ・対象建築物は、昭和56年5月31日以前に新築(建築)された建築物で、耐震性が確保されていない建築物です。

①住宅

②多数の者が利用する一定規模以上の建築物

- ・民間建築物
- ・公共建築物

5 耐震化の現状と目標

種類	現状の耐震化率	目標耐震化率
	(平成27年)	(平成32年)
住宅	76.7%	90.0%

6 建築物の耐震化を促進するための施策

① 基本的な方針

- ・建物所有者が、自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。
- ・町は、耐震化を行いやすい環境を整備し、建物所有者の耐震化を支援します。

② 普及・啓発活動

- ・広報紙、ポスター、パンフレット、ホームページを活用した情報提供を行います。
- ・インターネットを活用した情報提供
- ・イベント会場における周知・啓発活動を行います。
- ・県、町自治会と連携した周知・啓発活動を行います。

③ 耐震改修の支援

- ・大泉町木造住宅耐震診断者派遣事業による支援を行います。
- ・大泉町木造住宅耐震改修事業による支援を行います。
- ・リフォームに合わせた耐震改修の推奨をします。
- ・地域住民との連携による啓発・普及活動を行います。

④ 住宅の減災化の促進

- ・大泉町住宅耐震シェルター等設置支援の検討を行います。

⑤ 公共建築物の耐震化の推進

- ・大泉町公共施設等総合管理計画に合わせて、耐震化を推進します。

⑥ 避難路沿道建築物の耐震化

- ・耐震診断、耐震改修の支援を優先的に進めます。

⑦ 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

- ・町では、耐震改修促進法に基づく指示等の実施を所管行政庁と連携して行います。

⑧ その他の安全対策に対する取り組み

- ・老朽危険空き家等除却対策
- ・天井等の非構造部材の脱落対策
- ・エレベーター・エスカレーターの防災対策改修
- ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止
- ・ブロック塀等の倒壊防止
- ・家具の転倒防止

7 体制づくり

- ① 国、群馬県、大泉町、関係団体などの連携・役割分担について

8 計画の推進等

- 国、県、町、関係団体の連携を図り、推進します。
- 庁内の協議、相互協力により推進します。
- 自主防災組織との協働により推進します。